

## 「申込にあたっての注意事項」

申込にあたって、以下の点についてご了承下さい。

1. 別紙に示す「合意事項」について了承する。
2. 申込は1箱単位とする。
3. 申込団体等の概要、活動状況等が分かる資料を提出する。  
(ホームページにて概要、活動状況等が分かる場合は、上記に代えて、ホームページのURLを申込様式に記載する)
4. 確実に食品として利用できる量を申し込む。  
万が一、食品として利用できない場合の処分は適切に行う。
5. 提供数を上回る希望があった場合には、先着順とする。
6. 上記に定めがない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。

## 【合意事項】

- 1 転売等の禁止  
提供食品は、転売及び金銭その他有価物との交換は禁止する。
- 2 災害用備蓄食品の提供
  - (1) 災害用備蓄食品を提供する前に、提供元である近畿地方整備局本局あるいは管内事務所・センター（以下、「提供元の各官署」という）において本来の備蓄食品としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合は、提供数量の調整を行う。
  - (2) 災害用備蓄食品の提供を受けるフードバンク等（以下「フードバンク等」という）は、提供元の各官署と協議の上、提供食品の引渡日時を決定し、引渡場所で直接引取または着払での受取を確実に行う。なお、着払での受取を希望する場合、提供元の各官署が指定する配送業者によるものとする。
- 3 提供災害用備蓄食品の品質管理  
フードバンク等は、提供食品の品質が保持されるよう、以下の(1)から(4)までの事項を遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。
  - (1) 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械等を設置・保有すること。
  - (2) 食品は床に直置きしないこととし、衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
  - (3) 保管中に汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、譲渡しないこと。
  - (4) 食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと(定期的な清掃、採光、照明、換気等)。
- 4 責任の所在  
提供食品の譲渡後については、フードバンク等の責任において提供食品の品質管理を行うこととし、提供元の各官署は事故の責任は一切負わない。
- 5 提供食品の譲渡先  
フードバンク等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体（以下、「社会福祉法人等」という）を通じて、または直接個人に対して提供食品を譲渡する。  
なお、フードバンク等は、譲渡する前にやむを得ず提供食品を廃棄する場合は、適切に行う。
- 6 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告  
フードバンク等は、提供食品を社会福祉法人等に譲渡した場合は、譲渡先の名称、譲渡年月日、譲渡数量を記録し、これを1年間保存する。  
また、社会福祉法人等に譲渡した後は、速やかに譲渡報告書を作成し、提供元の各官署に提出する。
- 7 賞味期限を過ぎた提供食品の取扱い  
賞味期限を過ぎた提供食品を引き取る場合は、以下の(1)から(3)までの事項を遵守する。
  - (1) フードバンク等は、当該提供食品が賞味期限を過ぎたものであることを認識した上で、自らの責任において、提供元の各官署から当該提供食品を引き取ること。

- (2) フードバンク等は、当該提供食品の譲渡先を、当該提供食品を最終的に消費する者に限ること。これに限らない場合は、事前に協議すること。
- (3) フードバンク等は、譲渡先に対して、譲渡先において当該食品を消費する際に、その形状・色・臭い及び味等について、譲渡先自らが確認をした上で、食品として消費するか否かを当該譲渡先の責任において判断することを申し伝えること。

#### 8 誠実協議

本合意事項に記載がない事項または本合意事項の解釈に疑義が生じた事項については、フードバンク等と提供元の各官署が信義誠実のもと協議を行い解決する。

#### 9 反社会的勢力の排除等

フードバンク等は、現在または将来にわたって反社会的勢力に該当しないこと。また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、国土交通省の信用を毀損する行為を行わないことを約する。